

タイ公衆衛生省による知的障害者総合支援施設における 特殊教育プログラム

— 国際協力に向けた示唆 —

古田 弘子*

Special Education Programs at a Comprehensive Support Institute for People with
Intellectual Disabilities under the Ministry of Public Health in Thailand :
A few suggestions for the international cooperation

Hiroko FURUTA

I. 問題と目的

現在タイにおいて障害児が教育を受ける主な場としては、インクルーシブ学校、特殊教育学校、特殊教育センターの3種があげられる (Vorapanya & Dunlap, 2014)。インクルーシブ学校は障害のある生徒をリソースルームで支援しながら受け入れる通常の学校であり、3種の中ではもっとも多くの生徒の教育を行う¹⁾。次に特殊教育学校は、知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害がある生徒に教育を行う学校である²⁾。最後に、特殊教育センターは、全76県に1箇所ずつ設置され、障害児の通所プログラムを実施するとともに、インクルーシブ学校や病院内プログラム、CBRプログラム³⁾、在宅プログラムを実施する (Hill & Sukbunpant, 2013; 森下, 2015; 西澤, 2015)。

以上のタイ教育省下の学齢障害児の教育の特徴は、①インクルーシブ教育の拡大、その一方で②特殊教育学校の数が少なく、障害が重度の子どもの教育保障に特殊教育センターが果たす役割が大きい点である (西澤, 2015)。

インクルーシブ教育⁴⁾が障害児の教育に関する世界的思潮となる中、上述したようにタイにおいても教育省主導でインクルーシブ教育が進められている。タイは2008年に国連の障害者権利条約を批准しているが、同年に公布された「仏歴2551 (西暦2008) 年障害者教育運営法」では、インクルーシブ教育の文言が初めて法律上あらわれた (西澤, 2015)。

インクルーシブ教育を行うに際しては、通常の学校の中に障害児を入れこむだけでは不十分である。各国におけるそれまでの特殊教育資源の蓄積により、

既存の障害関連の教育資源を改革・強化しながら、学校教育制度を支援する体制を構築することが大切である。

とりわけ知的障害がある子どもは、学校教育の目的が学業達成におかれる限り、学校教育制度からはじき出されるリスクがある。中身のあるインクルーシブ教育の実現に向けて、知的障害教育の高い専門性を有する教育資源が求められる。

このような問題に対して、わが国との文化的・社会的基盤の共通性が高いアジア諸国ではどのような対応をしているのか。そこで見いだされる課題は何か。知的障害がある子どもの教育のあり方について、双方が学びあうことの意義は少なくない。

筆者は、タイ王国バンコク都にある国立知的障害者総合支援施設 (Rajanukul施設)⁵⁾との国際協力にかかわる機会を得た。公衆衛生省の下で運営される同施設は、タイの知的障害児教育の萌芽期である1960年代より教育提供を開始し (中西, 1996)、現在なお知的障害児を対象とする総合的サービス提供の一大拠点として、学齢児への教育・療育プログラムを提供している。

本研究は、タイにおいて公衆衛生省専門施設として知的障害者支援を行うRajanukul施設における教育プログラムの現状について明らかにし、今後の国際協力に向けた若干の示唆を提示することを目的にする。

II. 方法

本研究では、タイ王国公衆衛生省精神衛生局所管の知的障害者総合支援施設であるRajanukul施設に関する資料収集および関係者への聞き取りを行う。

また、知的障害児の特殊教育プログラムに焦点を

* 熊本大学教育学部

あてた観察、記録を行う。特殊教育プログラムの観察に際しては、後述する「リハビリテーション・特殊教育課」主任から撮影の許可を得たうえで、観察記録の補足として、ビデオ撮影(SONY, HDR-CX270V)を行う。なお、現地調査は、2016年2月および9月に行った⁶⁾。

Rajanukul施設は、人口820万人のバンコク都の中心部に位置するディンデーン区の交通量の激しい道路に面している。一歩敷地内に入ると、樹木が多く、職員宿舎も設置された広々とした敷地が広がる。朝はベンチで持参した食事を口にする親子の姿が目についた。なおRajanukul施設に隣接して、バンコク都中央特殊教育センターがある。

Rajanukul施設の沿革を表1に示す⁷⁾。表1より第2期に特殊教育学校が設立されたことがわかる。その設立年度はSriwongpanich(2016)によれば1960年であるが、第3期以降は組織改編により学校という名称は用いていない⁸⁾。

Rajanukul施設の組織図(2016年)⁹⁾によれば、所長の下、「管理局」、「戦略・品質局」、「研究局」、「サービス局」、「地域局」がおかれている。「サービス局」の下には、「医学課」、「看護課」、「歯学課」、「薬事課」、「心理課」、「社会事業課」に加え、「リハビリテーション・特殊教育課」の7部門がおかれている。このように、Rajanukul施設は知的障害者の医学・薬学・心理学だけではなく、看護や歯科治療などにも専門的に対応する部署を擁する国の拠点施設である。

これらのうち、「リハビリテーション・特殊教育課(以下、「リハ・特教課」)」が、本研究で焦点をあてる早期療育(Early Intervention)プログラムおよび特殊教育(Special Education)プログラムを管轄する部署である。

なお、タイの障害児教育法制度では英語のSpecial Educationに相当するタイ語が用いられている。一方、英語のSpecial Needs Educationに相当する語

は法制度上の用語にはなっておらず、障害児教育の専門家の中で用いられるにとどまる¹⁰⁾。これに従い本研究では、タイの障害児教育を特別支援教育ではなく、特殊教育と記す。

最後に、Rajanukul施設が教育省下の学校ではないため、本研究では通所する子どもを、その年齢にかかわらず児童と呼ぶこととする。

Ⅲ. Rajanukul施設における特殊教育プログラム

1. 早期療育プログラム

早期療育プログラムは病棟(Ward)と呼ばれる建物で行われる。早期療育を担当するのは、看護師である。早期療育プログラムの週日程を表2に示す。

早期療育プログラムの対象となるのは6歳から18歳の知的障害児である。英語表記ではEarly Interventionであるが、対象は就学していない学齢児である。

早期療育プログラムの対象となるのは、知的障害の程度が比較的重度である児童である。給食のようすを観察したときには、早期療育プログラムの児童のテーブルでは、保護者が付き添いながら児童が食事をするようすが観察された。

Rajanukul施設における早期療育プログラムと特殊教育プログラムの児童のふり分けは、隣接するバンコク都中央特殊教育センターにおけるアセスメントの結果と、その後の観察期間を経て実施される。また、早期療育プログラム対象児よりも重度の障害があると判定された子どもは、在宅プログラムやCBRプログラムの対象となる¹¹⁾。

このように早期療育プログラムは、比較的障害の重い学齢児童を対象として看護師が実施することが明らかになった。

表1 Rajanukul施設の沿革

区分	年	項目
第1期	1960年～1969年	・公衆衛生省医療サービス局精神疾患病院課の下、知的障害病院として開設。
第2期	1969年～2001年	・1979年に国王により「Rajanukul 病院」の命名。 ・1991年にRajanukul財団が設立。 ・[事業の拡大・発展] ①乳幼児早期療育、②特殊教育学校の開設、③知的障害に関する研究、④地域病院での知的障害者へのサービス提供の拡大に向けた啓発活動、⑤知的障害者のスキル獲得に向けた技術開発、⑥「家族病棟」モデル事業、⑦知的障害者雇用モデル事業および販売店舗事業、⑧学術国際協力。
第3期	2002年～現在	・省令により、病院から施設に組織替え。

出所：Rajanukul施設ホームページより筆者作成。

表2 早期療育プログラムのスケジュール

曜日 / 時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
8:30-9:30	健康チェック, 整列, 国旗への敬意, 運動, 名前呼び				
9:00-10:00	音楽・アートセラピー	日常生活プログラム (進度に合わせた個別訓練)	基礎的家事スキル (料理)	遊びによる学習	日常生活プログラム (進度に合わせた個別訓練)
10:00-11:00	日常生活プログラム (進度に合わせた個別訓練)	アートによる学習活動		日常生活プログラム (進度に合わせた個別訓練)	家族エンパワーメント活動 (集団)
11:00-12:00 12:00-1:00	手洗い・給食トレーニング・食後の身体清潔・排せつの訓練・リラックス				
1:00-2:00	マッサージ・セラピー 多職種チームによる 意見交換	集団療育 (他児童との 関わり, 装束製作, 感覚刺激リクリエーション)	粗大運動訓練 (リクリエーショングループ)	基礎的家事スキル (家のほき掃除, モップがけ, 衣服干し, 衣服入れ・たたみ)	健康増進活動 (運動)
2:00-3:00	メンタルヘルス促進活動	両親対象 (疾病に関する研修)		両親対象 (医療, 思春期・青年期への対応, 家庭療育プログラム)	児童の訓練と家庭療育の点検
3:00-4:00	看護報告の作成				

出所：早期教育プログラムの掲示物（英語）をもとに筆者作成。

2. 特殊教育プログラム

(1)対象児童

特殊教育プログラムの対象となるのは、早期療育プログラムと同様に6歳から18歳までの児童であり、定員は60人である。

児童の年齢により3歳から5歳、7歳から15歳、15歳から18歳までの3種類のプログラムがある。さらに、知的障害の児童と、自閉症を伴う知的障害のある児童を分けている。なお、15歳から18歳までのプログラムでは、調理、洗車等の職業前 (prevocational) 訓練や音楽、ムーブメントを行う。入所児童のプログラム別通所人数を表3に示す。

特殊教育プログラムに通所するのは、前述したようにバンコク都中央特殊教育センターでアセスメントを行った後、特殊教育プログラムで設定している初期段階のスキルをおおむね獲得していると判定された子どもである¹²⁾。過去1年間に、新たに特殊教育プログラムへの通所を開始した児童は23人であった¹³⁾。

最後に、過去1年間に特殊教育プログラムへの通所を終了し通常の学校に入学した児童は15人であった¹⁴⁾。このことから、特殊教育プログラムが、通所児童をインクルーシブ学校へ入学させる前の準備段階として機能していることがうかがえた。

(2)教育スタッフ

教育スタッフは「リハ・特教課」主任の下に17人配属されている。17人のうち、特殊教育学士号を有する者が11人、特殊教育以外の教育学士号を有する者が5人であり、そのうち3人は修士号（特殊教育

以外）を取得している¹⁵⁾。

教育スタッフの補充は退職による欠員が出たときにのみ行う¹⁶⁾。

教育スタッフ以外に、補助員 (care taker) が8人 (2016年8月訪問時には6人に減員) 配置されている。補助員は制服を着用しており、児童の食事、排泄など身の世話をすることを業務とし、常勤職である¹⁷⁾。

表3 障害種別通所児童 (2016年, 2月)

年齢	障害種別	児童 (人)
3～5歳	知的障害	4
	自閉症	5
7～15歳	知的障害	26
	自閉症	11
16～18歳	知的障害	12
	自閉症	5
小計		63

出所：Rajanukul施設「リハ・特教課」。

(3)特殊教育プログラムの内容

1) プログラムの目的

特殊教育プログラムは、知的障害児が基礎的学習スキル、ソーシャルスキル、日常生活スキルを向上させることをねらいとする¹⁸⁾。

2) 年間スケジュール

外来児童の指導日 (金曜日) を除いて、児童は月曜から木曜までの毎日通所し、ほぼ同じ日課で過ごす。児童は同じ色のポロシャツを着用していた¹⁹⁾。

なお、教育省管轄の学校教育で見られる、長期

休暇を含む学期制は実施されていない。

3) 教育スタッフの配置

児童は、全体活動の時間を除いて、1人の担当者のもとで、特定の教室で学習を行う。この点は、学校教育における学級担任制と同様である。また、通所中は基本的には同じ担当者のもとで、期間の長短によるが数年間学習を継続する。

そのため教育スタッフと児童の関係は親密であり、児童はリラックスして学習や活動に取り組んでいるようすが見られた。

各学級の定員は6人である。クラス編制は年齢にはよらない。

(4) 知的障害児のクラスにおけるある日の学習のようす

1) 日課と児童のようす

ある知的障害児のクラスの朝の活動から給食までのようすを観察し、このクラスの実際の指導内容について表4に示した。

このクラスの担当教育スタッフは1名で、児童は男子3名、女子2名であった。

担当教育スタッフから得られた児童に関する情報は、以下の通りであった。児童の年齢は1名が15歳で、5歳のときから当施設に通所している。それ以外の4名の児童の年齢は7歳から10歳であり、通所し始めて1年以内である。

これら4名の児童のうち1名は通常の学校に入学したものの適応が困難であり、4ヶ月前から本施設に通所を開始した。また児童のうち1名については、通常の学校への入学が可能だと判断される諸スキルを既に獲得しているが、家族や本人が通常の学校への入学を希望せず通所を継続しているという聞き取りが得られた。

児童らは栄養状態が良好であることがうかがえ、訪問中に、落ち着きのないようすを示す児童はいなかった。給食時のようすを観察した限りでは、特殊教育プログラムの児童は、必要なときに補助

員の支援を受ける程度で、ほぼ自立して食事をとれていた。

担当教育スタッフは特殊教育指導にのみかわり、水のみ、トイレ、給食等については補助員がケアをするという分担が明確に見られた。また、教育スタッフの服装からは、児童と身体を使って遊びや運動に取り組むことは想定されていないように思われた。

教室にはコンピュータが数台設置されており²⁰⁾、エアコンが使用されていた。教室の前面に黒板はあるがその前に備品がおかれ、あまり使用されていないようであった。日課表に関する掲示物は見られなかった。

教室には靴を脱いで入る。児童は全員靴下を着用していた。

2) 学習内容について

学習は、個別教育計画(IEP)に基づき行われる。

かすの学習では、①教育スタッフの数字カード提示による数唱、②教育スタッフの数唱を聞いて数字カードの指さし、さらにこれらが困難な児童に対して、③数字カードのマッチング課題を課した。後半はこれらの課題に、①網かごをもって1人ずつ前に出てカード取り、②椅子とりゲーム、など身体を動かしながら、ゲーム的要素を取り入れかすの学習を行った。対象児童によっては、教育スタッフが2つの文字カードを並べ、2桁の数唱を促す場面もあった。訪問日に観察した限りでは、数字カードのみ使用し、実物を活用して日常生活への汎用を意図した取組みは行われなかった。以上のかすの学習は机を用いず、いすに座って行われた。

個別の学習では、机上で「フェルトひも通し」、「木製札合わせ」、「ノート文字なぞり」、「文字の基礎練習プリント」等、各自の課題を行った。

コンピュータの学習では、文字または数字の連続的打ち込みを行った。児童1名はコンピュータの学習は行わず、個別の学習を最後まで続けた。

遊びの時間には、床に腰をおろして、市販の知育・療育教材(ブロック、型板、のりもの等)を使用しながら、腰をおろしたまま遊びを行った。

3) 午後の学習について

担当する教育スタッフからは、給食後の当日午後の日程について以下のような説明があった。すなわち、12時から補助員が担当する遊びの時間、続いて教育スタッフが担当する時間として1時からアートセラピー²¹⁾、2時から再び個別学習、2時半におかえり準備、3時におかえりということであった。

表4 実際のタイムテーブル(午前)

時間	内容
8:30	朝の活動・体操(全体)
8:45	教室へあがる、水分補給
8:55	挨拶、瞑想、歌
9:10	かすの学習
9:40	個別の学習、コンピュータ、トイレ休憩
10:20	遊び
10:40	片付け、1階へおりる
11:00	整列(全体)
11:10	給食室へ移動(全体)
11:30	給食(全体)

4) 小括

以上の日課を通して、特殊教育プログラムについて明らかになったことは以下の通りである。

- ・身辺自立ができており、着席しての学習が可能である児童が対象である。
- ・教育スタッフは、教育活動にのみ携わる。それ以外の時間（給食、水分補給、トイレ等）は教育訓練以外の時間ととらえられ補助員にまかせられている。
- ・全体活動の他、IEPに基づいた個別指導、認知発達を促す活動を行う。
- ・児童は毎日ほぼ同じ日課で過ごしており、スムーズに課題に取り組むことができている。
- ・学習は、教室内での認知発達を促す訓練的な活動が中心であり、自然や社会にふれる教育的活動時間は乏しい。

IV. 国際協力に向けた示唆と本研究の限界

タイにおける知的障害児の教育に関する法制度では、障害児の教育が2007年憲法、国家教育法を中心に法文上は保障されている（西澤, 2015）。しかしながら、特に知的障害児に焦点をあてたときに、教育省の取り組みが遅れ、教育実践の成果の積み重ねが比較的乏しい領域である。特殊教育学校の数が多くない中で²²⁾、インクルーシブ学校その他、CBRや在宅プログラムまでかかえる特殊教育センターでは、知的障害児への教育の充実まで十分に手がまわらない側面もあるだろう。

このような知的障害児の教育状況を俯瞰したときに、知的障害教育を支える専門機関としてRajanukul施設の、特に早期療育・特殊教育プログラムは、タイの文脈の中で今後も重要な役割を果たすことは間違いない。

ただし、教育省が多々の問題に直面しながらも障害児教育に本格的に取り組むようになった現在、Rajanukul施設においても教育省との役割分担を明確にしながらか早期療育・特殊教育プログラムの内容の見直しやその流れに沿った質向上に取り組む時期にきているように思われる。このようなときに、熊本市および熊本大学が中心となりRajanukul施設と国際協力を行うことには意義がある。

義務教育年齢の障害児の教育という観点から見たときに留意が必要な点は、Rajanukul施設の早期療育・特殊教育プログラム通所児童が学籍を得、小・中学校の修了証書を得られるように教育基盤を整えることであろう。

知的障害に特化した公衆衛生省所管の専門施設

Rajanukul施設は、知的障害者の医療やリハビリテーション領域だけでなく、Rajanukul財団の支援による知的障害者の芸術表現の促進や作業作品の販売店舗運営などにおいても先駆的機関としての役割を果たしてきた。日タイによる幅広い交流が期待される。

本研究は、タイの障害児教育について英語文献に限定して情報収集を行ったものである。そのため、タイ語、英語、日本語それぞれの用語の定義や意味内容のずれが生じることを避けられなかった。これが、本研究の限界である。

謝 辞

国際協力機構による草の根技術協力事業「タイにおける知的障がい児支援人材育成プロジェクト」を統括する熊本大大学院生命科学研究部魏長年准教授、およびRajanukul施設A. Benjaponpitak所長、リハビリテーション・特殊教育課D. Sang主任にはひとかたならぬご配慮をいただいた。また、これ以外に、多くのタイの特殊教育関係者から貴重な情報や意見をいただいた。ここに記して深く感謝申し上げます。

註

- 1) 教育省特殊教育行政事務局のRatanasakorn (2014) によれば、2014年に全国で21,975校であった。
- 2) 教育省特殊教育行政事務局のRatanasakorn (2014) によれば、2014年に全国で65校（国立46校、私立19校）であった。そのうち国立19校、私立2校が知的障害対象であるという聞き取りが、複数の専門家から得られた。さらに、特殊教育学校の多くが実際には複数の障害種の子どもの対象としているという聞き取りが、複数の専門家から得られた。
- 3) CBR (community based rehabilitation) は、障害者を含む地域社会の人々が主体となって障害(者)問題と取り組む、地域社会の開発戦略である（久野・中西, 2004）。タイでは、1986年に実験的なプロジェクトが始まった（中西, 1996）。
- 4) インクルーシブ教育とは、教育システムを学習者の多様性に対応するものに変革することを目指す理念である（古田, 2012）。障害児など多様な教育的ニーズのある子どもが個々のニーズに対応した質の高い教育を受けるためには、各国の一般教育制度の改革が必要である。
- 5) タイ語では、「ラーチャナクン」に近い音で発音される。
- 6) 2016年2月に国際協力機構草の根技術協力事業への参加、および同年9月にスアン・ドゥシット大学主催の第7回特殊教育会議への参加の機会を利用し、計4日訪問した。そのうち1日は早期療育プログラムの見学、2日は特殊

教育プログラムの見学および観察、1日は補足情報の収集を行った。

- 7) Rajanukul施設ホームページ. <http://www.rajanukul.go.th/engnew/index.php?mode=about&group=1> (2016年10月3日閲覧)
- 8) Rajanukul施設副所長N. Sriwongpanich氏からの聞き取りより。
- 9) Rajanukul施設ホームページ. http://rajanukul.go.th/engnew/_admin/download/1-9-1450320090.pdf (2016年10月3日閲覧)
- 10) タイで特殊教育の博士課程を有する2大学であるスアン・ドゥシット大学のP. Arrayavinyoo教授およびシーナカリンウィロート大学のS. Sriwanyong教授からの聞き取りより。
- 11) 早期療育プログラム担当看護師からの聞き取りより (2016年2月23日)。
- 12) 「リハ・特教課」主任からの聞き取りによる。初期段階のスキルは、2016年9月時点の「各段階別課題表(タイ語版に英語付記)」によれば、領域が「参加」,「模倣」,「受容言語」,「表出言語」,「学業準備」,「自立」に分かれ記述されている。獲得すべきスキルの例をあげると、「参加」が「ひとりですすむ」他3項目,「表出言語」が,「ほしいものを音声で要求する」他13項目であった。
- 13) 訪問時に,「リハ・特教課」主任より。
- 14) 訪問時に,「リハ・特教課」主任より。
- 15) 訪問時に,「リハ・特教課」主任より。
- 16) 「リハ・特教課」主任から「1名の欠員に100人程度の応募がある。」という聞き取りが得られた。
- 17) 「リハ・特教課」主任からの聞き取り。
- 18) Rajanukul施設ホームページ. http://www.rajanukul.go.th/engnew/index.php?mode=service&group=8&id=459&date_start=&date_end= (2016年10月3日閲覧)
- 19) 「リハ・特教課」主任より, 曜日の概念を教えるために, 月曜から木曜まで毎日異なる色のポロシャツを, 保護者負担で着用させているという聞き取りが得られた。
- 20) この教室にはコンピュータが数台設置されていたが, 他の教室では見かけなかった。
- 21) 独立したアートセラピー棟で行う。数教室あり児童や外来利用者による質の高い作品が掲示されている。
- 22) 大都市のバンコク都にある知的障害児を対象とする特殊教育学校は, タイ知的障害者支援財団が運営する私立ウティコーン学校のみである。同校のS. Arairapoj校長へ

の面談から, 在籍生徒が110人余りであるという聞き取りが得られた (2016年9月30日)。

文 献

- 古田弘子 (2012) インクルーシブ教育. 日本比較教育学会 (編) 比較教育学事典. 東信堂. 44.
- Hill, D. A. and Sukbunpant, S. (2013) The comparison of special education between Thailand and the United States: Inclusion and support for children with autism spectrum disorder. *International Journal of Special Education*, 28, 1, 120-134.
- 久野研二・中西由起子 (2004) リハビリテーション国際協力入門. 三輪書店. P.242.
- 森下稔 (2015) タイにおける障害児教育政策と実施状況—障害児教育センターとインクルーシブ教育の事例から—. 日本タイ学会第17回大会 (東京学芸大学) 発表資料.
- 中西由起子 (1996) アジアの障害者. 現代書館.
- 中西由起子 (2014) アジア各国の社会福祉③タイ. 桂良太郎・西郷泰之 (編) アジアの社会福祉と国際協力. 放送大学教育振興会.
- 西澤希久男 (2015) タイにおける障害者の教育を受ける権利とその現状. 小林昌之編著. [アジ研選書No.38] アジアの障害者教育法制—インクルーシブ教育実現の課題—. アジア経済研究所.
- Ratanasakorn, S. (2014) Inclusive education for children with disabilities: Thailand experience. Presentation presented at the 17th UNESCO-APEID International Conference Asia-Pacific Programme of Educational Innovation for Development (APEID). UNESCO Bangkok. <http://www.unescobkk.org/education/apeid/apeid-international-conference/apeidconf14/papers-and-presentations/> (2016年10月3日閲覧).
- Sriwongpanich, N. (2016) Medical services and special education for intellectual disabilities in Thailand. Presentation document of the lecture on “Special education and ID medical care” at the Rajanukul Institute on 23 February, 2016.
- Vorapanya, S. and Dunlap, D. (2014) Inclusive education in Thailand: practices and challenges. *International Journal of Inclusive Education*, 18, 19, 1014-1028.